2023 年度大学推薦による日本政府（文部科学省）奨学金留学生（研究留学生・特別枠/ASEAN・アフリカを架橋する建築・都市システム学教育のグローバル循環プログラム）への被推薦者　募集要項

豊橋技術科学大学は、文部科学省が実施する大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・特別枠/ASEAN・アフリカを架橋する建築・都市システム学教育のグローバル循環プログラム）への被推薦者を下記のとおり募集します。なお、被推薦者が博士前期課程もしくは博士後期課程に入学するには本学が実施する入学試験を別途受け、合格する必要がありますのでご注意ください。詳細については以下の URL を確認してください。

https://www.tut.ac.jp/english/international/

※「大学推薦（研究留学生・一般枠）」との重複申請は不可。

「ASEAN・アフリカを架橋する建築・都市システム学教育のグローバル循環プログラム」について

https://ignite.tut.ac.jp/cir/english/foreigner/english/grace.html

記

１．プログラムの趣旨・目的

ASEAN・アフリカ地域は急激な都市化や人口増加を背景に、都市インフラの不足、居住環境の悪化、自然災害に対する脆弱性の顕在化等に直面し、課題解決を牽引する指導的人材の育成が急務となっている。本プログラムは、これまで培ってきた国際連携と本学の建築・都市システム学の専門性を活かして、ASEAN・アフリカのニーズに応えるものである。

本プログラムの目的は、ASEAN・アフリカ地域の建築・都市システム開発に資するこれら分野の大学教員や中核自治体行政官を受入れ、「修士（工学）」「博士（工学）」の学位取得を支援し、母国の持続的な建築・都市システム開発を牽引する指導的人材を育成し、人材循環の仕組みを構築することである。

２．応募者の資格・及び条件

（１）対象

①大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者（※）。
（【新規（渡日）】、【新規（国内）】）

（※１）現在、社会人の者は最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績が 2.30 以上であり、奨学金支給期間中の在籍課程においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「（６）語学能力」のいずれかの条件を満たす者をいう。

（※２）優先配置枠の一部について、既に日本国内に滞在する者の推薦も可能とする（以下「国内推薦者」という）。ただし、国内推薦者は、推薦者数全体の 25%以下とする。

②「ASEAN・アフリカを架橋する建築・都市システム学教育のグローバル循環プログラム」に参加する者。（本学の大学院博士前期課程、博士後期課程において必要な科目（プログラム所定の科目を含む）を修得すること。）

（２）国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集

の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（本学における学籍等発生時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

特別枠は「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（報告書）において、日本の更なる発展を図るために整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視していることから、以下の「重点地域」からの者を優先とする。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】
https://www.tut.ac.jp/english/international/mext_2022_daigaku_juten_ja_.xlsx
※また、本プログラムの趣旨を鑑み、ASEAN・アフリカ地域からの留学生を優先します。

（３）年齢

原則として 1988 年４月２日以降に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

（４）学歴

日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）の入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）。

（５）専攻分野

大学において専攻した分野又は関連した分野とし、受入大学で研究が可能な分野であること。

（６）語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

〇日本語

① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。
② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。
③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

〇英語

① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験**(※TOEIC L&R(SP)、TOEFL iBT もしくは IELTS(IELTS General Training Module は不可)に限る)**のスコアを有している者。
② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。

※資格・検定試験のスコアは 2021 年５月以降の場合のみ有効とします。

（７）健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

（８）渡日時期

本学の秋学期が始まる最初の日（10 月１日）から数えて前後２週間のうち、本学が指定する期日に渡日可能な者。やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、指定された期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。また、自己の都合により、上記の所定の期間

外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

（９）査証・在留資格

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

※国内推薦者について

現在の在留資格が「留学」となっていない者については、渡日時（本学における学籍等発生時）までに日本の出入国在留管理庁で「留学」の在留資格に変更手続きを行うこと。既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても、「留学」に変更の上、日本政府（文部科学省）奨学金留学生として課程を開始する必要がある。なお、日本政府（文部科学省）奨学金留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。在留資格を「留学」に変更せずに日本政府（文部科学省）奨学金留学生として学籍開始となった場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。また、現在の在留資格が「留学」の者であっても、奨学金支給期間中に在留資格が切れる恐れのある者については、渡日時（本学における学籍等発生時）までに在留資格の更新手続きを完了すること。

（10）対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
② 文部科学省又は受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。ただし研究留学生については、奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに３年以上の学業又は職務経歴がある者、又は最後に受給した日本政府（文部科学省）奨学金が日本語・日本文化研修留学生（帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みの者に限る。）、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者はこの限りではない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2023 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。

※複数の大学による同一人物の 2023 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生　研究留学生（大学推薦）への重複推薦及び日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦が受理されない。

⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。

※国内推薦者については、この限りではない。また、奨学金支給開始前の修了が確実である必要はあるが、在留資格「留学」への変更及び更新手続きについては日本国内で行うことができる。

⑥ 奨学金支給開始後（本学における学籍等発生後）に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
⑨ 申請時から日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者。
⑩ 博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

（11）その他

日本留学中､日本の国際化に資する人材として､広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

３．本学から文部科学省への推薦予定人数

博士前期課程：１名
博士後期課程：４名

４．奨学金支給期間

渡日後に在籍する課程の標準修業年限内とする。

５．奨学金等

（１）奨学金

在籍課程に応じ以下の額を支給する。なお、日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

① **博士前期課程 月額 144,000 円**
② **博士後期課程 月額 145,000 円**

（２）旅費

① 渡日旅費

文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。ただし、国内推薦者については既に日本国内に滞在していることから航空券を交付しない。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から本学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港(中部国際空港)までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は国籍国からの直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から本学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港(中部国際空港)までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

文部科学省は、原則として大学を卒業又は研究を終了し、上記「４．奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、本学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「６．奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職)、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

（３）教育費

本学における入学検定料、入学金及び授業料等は本学が負担する。

６．奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
④ 本学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
⑤ 本学において学業成績不良や停学､休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。国内推薦者の場合は､「留学」以外の在留資格で日本政府（文部科学省）奨学金留学生としての学籍開始となったとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
⑨ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
⑩ １年毎の各時点における学業成績係数が 2.30 を下回ったとき。

７．申請方法

はじめに、学業成績及びその他の申請資格を満たしているかを確認してください。

申請資格を満たしていることが確認できた場合は、指導を希望する教員に連絡を取り、内諾を得てください。（**※「内諾書（本学指定様式）」の写しを得る必要があります。**）教員情報については以下のウェブサイトを参照してください。

教員一覧：https://www.tut.ac.jp/english/schools/faculty/ace/index.html

内諾を得たら、申請書類を申請期限までに**メール・郵送の両方で**学生課留学生係まで送付してください。

【送付先】
Atten: International Student Section
Student Affairs Division Office
Toyohashi University of Technology, Tempaku, Toyohashi, Aichi, 441-8580, JAPAN

Email: ryugaku@office　（アドレスの末尾に「.tut.ac.jp」を補完してください。）

８．申請書類等

所定様式は、本学の本学のホームページ上でダウンロードしてください。

(1) 受入内諾書の写し（所定様式）**（※受入内諾書についてはメールでの送付のみでかまいません。）**

(2) 日本政府(文部科学省)奨学金留学生申請書（所定様式） ※写真要貼付

(3) 専攻分野及び研究計画（所定様式）

(4) 出身大学の成績証明書（学部・大学院両方。原本または認証謄本。）

(5) 出身大学の卒業（見込）証明書または学位記(学部・大学院両方。原本または認証謄本。）

(6) 論文目録（国費奨学金申請用）（所定様式）

(7) 論文概要等（論文内容を簡潔にまとめたもの。）

(8) 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績

(9) 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（**※豊橋技術科学大学長あてのもの。**
”To whom it may concern”等と記載されているものは受け付けません。
推薦者の所属先情報記載が必要。また、現職がある者は、勤務先からの推薦状も必要。）

(10) 写真（4.5×3.5㎝。最近6ヶ月内に撮影したもの。上半身、脱帽、正面。1. 申請書の所定の場所に貼付。デジタル写真貼付も可。）

(11) 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（証明書（TOEIC L&R(SP)、TOEFL iBT、IELTS(IELTS General Training Module は不可)、JLPT） 。もしくは英語または日本語を主要言語として教育課程を修了したことを証明する証明書。）
※語学に関する証明書は原本ではなく、認証謄本（出身大学や大使館等の公的機関において原本証明された写し）を提出してください。
※資格・検定試験のスコアは2021年５月以降の場合のみ有効とします。

(12)履歴書（様式任意。ただし**これまでの学歴、職歴等漏れなく記載したもの**。）

(13) パスポートの写し

(14) 国費奨学金申請申告書（所定様式）

(15) チェックリスト（所定様式）

(16) 学業成績エントリーシート（所定様式）

【申請書類に関する注意事項】
①書類は日本語または英語により作成してください。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付してください。
②可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4版に統一して作成してください。
③証明書やその他の公式書類は教育機関や役所等により発行されたものでなければなりません。写しを提出する場合は、認証謄本（出身大学や大使館等の公的機関において原本証明された写し）でなければ受け付けません。
④提出書類は一切返却しません。原本が一通しかなく再発行されない場合は、認証謄本を提出してください。
⑤メールで申請書類を送付する際は、ZIP ファイル形式等容量を小さくして送付してください。また、必ずパスワードをかけてください。

⑥申請書類に不備がある場合、期限後に提出があった場合は、申請を受け付けません。

９．選考方法

被推薦者の選考は、書類選考や、指導教員が行う面接等により行われます。
選考は、出身大学と本学との関係（※）、出身大学における学業成績、出身大学の水準、推薦書等を総合的に評価して行います。

１０．申請期限　（指導教員の受入内諾を得て、申請書類を学生課へ提出する期限）
2023 年１月 31 日(火)（※日本時間）

１１．結果通知

（１）被推薦者の決定通知

2023 年３月中(予定)にメールにて結果を通知します。
※選考結果に関して、電話・メール等による異議申し立て等は一切受け付けません。

（２）採用者の決定通知

2023 年６月中（予定）にメールにて結果を通知します。
※選考結果に関して、電話・メール等による異議申し立て等は一切受け付けません。

１２．注意事項

・渡日後、奨学金を受給するために１ヶ月～１ヶ月半ほどを要するため、当座の生活資金として必要となる費用を最低 200,000 円程度用意してください。

・本学から推薦された者について、文部科学省が選考を行い、2022 年６月（予定）に奨学金支給対象者及び支給期間が決定されます。したがって、本学から推薦されても必ず採用されるとは限りません。

・奨学金支給対象者として採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先）を、日本政府の実施する留学生事業に利用する目的で、関係行政機関と共有されます。また、採用者に関する情報は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、公表される場合があります。

・奨学金支給対象者として採用された場合、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求めます。本取扱について承諾する者を文部科学省は国費留学生として採用します。

１３．安全保障輸出管理について

本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人豊橋技術科学大学安全保障輸出管理規定」を定め、外国人留学生等の受け入れに際して厳格な審査を実施しています。
規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、ご注意ください。

１４．問い合わせ先

豊橋技術科学大学　学生課留学生係
441-8580　愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１
Email: ryugaku@office　（アドレスの末尾に「.tut.ac.jp」を補完してください。）